

令和 8 年度 （一社）宮城県理学療法士会 研究助成募集要項
(2026. 08. 01)

1. 目的

本研究費は、教育改善の推進、学術の進歩発展及び本学の教育・研究の向上に寄与するために、個人又は複数で、同一研究課題について行う研究を支援することを目的とする。

2. 応募資格

応募開始日（令和 8 年 8 月 1 日）現在、宮城県理学療法士会（以下、本会という。）に在籍している会員とし、同一課題名で科研費等の外部資金が採択されていない者。なお、研究協力者については、本会非会員であっても良い。

3. 助成資格

令和 9 年度に本会に在籍している会員とし、同一課題名で科研費等の外部資金が採択されていない者。なお、研究協力者については、本会非会員であっても良い。

4. 助成金額等

1 件当たり 20 万円を上限とする。（ 3 件程度採択予定 ）

5. 応募期間

令和 8 年 8 月 1 日（水）～令和 8 年 10 月 31 日（土） ※期日厳守

6. 募集テーマ

- ①理学療法の発展に貢献する研究
- ②循環器病対策推進に寄与する研究
- ③みやぎ県民の豊かな生活に貢献する研究
- ④がん対策推進に寄与するに関する研究
- ⑤こどもの未来を支える研究
- ⑥デジタル技術の理学療法への応用に関する研究

7. 助成金の使途

- 1) 研究に要する機器設備費、消耗品費、研究対象者謝礼、データ収集および調査目的の旅費、通信運搬費、印刷・複写代、研究実施場所の借り上げ費、機器レンタル費、学会参加費・学会参加目的の旅費を対象とする。
（学会参加費・学会参加目的の旅費は総額 5 万円以内）
- 2) 以下のものは対象としない
 - ・学会の会費、会員登録料など
 - ・パソコンや office ソフト等の汎用性の高い備品の購入費
 - ・その他、本会が不適切と判断するもの

8. 申請方法

宮城県理学療法士会ホームページから研究助成金申請書をダウンロードして使用すること。以下の申請先へメールに pdf 添付して申し込むこと。

一般社団法人宮城県理学療法士会 専門領域研究部

部長 坂上 尚穂（さかがみ ひさお）

E-mail : mpt. senmon@gmail.com

9. 選考方法

- 1) 選考は、本会学術局専門領域研究部研究助成審査会行う。
- 2) 申請書の内容について、審査基準に基づき審査する。

10. 採択通知

専門領域研究部より、令和9年1月31日（日）までに申請者へ文書をもって通知する。

11. 助成金の交付

令和9年6月の見込み

12. 研究期間等

令和9年6月1日（火）から令和10年4月30日（日）
（経費使用可能期間：交付後～令和10年3月31日（金））

13. 提出書類

1) 決算報告書・出納帳

- ・提出期限：中間：令和9年10月4日（月）、最終：令和10年3月31日（金）
（中間報告は出納帳のみ）
- ・領収書添付：宛名は「一般社団法人 宮城県理学療法士会」で統一すること。

2) 研究進捗報告書

- ・提出期限：令和10年4月30日（日）
- ・研究終了している必要はなく、4月末時点での経過報告でも良い。
※ 以下に示す「研究成果報告書」を上記期限までに作成している場合は、研究成果報告書を研究進捗報告書として提出することができる。

3) 以下、「研究成果の方法」で提出が必要な書類等

14. 成果報告の方法

以下、1) を必須とし、2) ～3) のうちいずれか1つの報告を助成対象者に課す。

1) 宮城県理学療法学会大会での発表（必須）

- ・発表期限：交付開始年度の翌年度（令和10年度）までとする。
- ・発表の際に本会から助成を受けたことを明示すること。

2) 宮城県理学療法士会発行の「理学療法の歩み」へ研究助成報告書を掲載する。

- ・発表期限：交付開始年度の翌年度（令和10年度）までとする。
- ＜研究助成報告書規定＞
- ・4000字程度（図表を含む）とする。 ※A4 見開き2ページ程度
 - ・研究助成報告書フォーマットにしたがって作成すること。
 - ・文献の掲載は雑誌「理学療法の歩み」のという投稿規定に従うこと。
 - ・査読は行わず、論文として扱わない。

3) 論文投稿

- ・発表期限：交付開始年度の翌々年度（令和11年度）までとする。
※ 採択後、掲載証明書または掲載論文のpdfデータを提出すること
（理学療法の歩みの場合は不要）
- ・投稿先：宮城県理学療法士会発行の「理学療法の歩み」、「東北理学療法学会」、「理学療法学会」、関連職能団体、学術団体発行の雑誌（査読付の論文誌）とする。

15. 注意事項・その他

- 1) 研究遂行に必要な経費を申請することとし、単に備品等の購入を目的とするものは認めない。
- 2) 現在申請中の外部資金と同一課題名での申請は不可とする。
- 3) 研究代表者としての申請は、1件に限る。
- 4) 助成金交付日まで研究倫理審査委員会の承認が得られない場合、採択取消しとなる

可能性がある。

- 5) 複数回の申請は可能ですが、審査結果に関わらず、本助成制度の採択実績のない申請者を優先する場合があります。
- 6) 本研究費を使用するにあたっての手續方法は、別途定める。
- 7) 研究の途中で変更が生じた際は、「研究助成金変更申請書」を提出すること。また、やむを得ず中断（廃止）しなければならない場合には、「計画中断（廃止）承認申請書」提出すること。
- 8) 上記、規定の成果報告がなされない場合、助成金の全額返還を求める。
- 9) 購入物品の帰属は本会との相談事項となります。原則宮城県内の施設での利用を想定しております。ご所属を移動される場合には、物品の帰属について本会にご相談ください。